

議員発案第 2 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の
充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格
差是正に向けて、私立高校への助成の充実を求める意見書」を提出するものとする。

平成28年9月28日 提出

提 出 者 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

賛 成 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 阿 部 銀 次 郎

同 三条市議会議員 岡 田 竜 一

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高校への助成の 充実を求める意見書

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度から私立高校生への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額が増額され、加算支給対象世帯の範囲が拡大された。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定程度軽減された。しかし、この学費への助成を差し引いても新潟県平均の初年度納入金の負担が約19万円から46万円残る。学費負担の一層の軽減を図り公立高校との学費格差を是正していくためには、新潟県独自の学費軽減制度を一層拡充することが求められる。

また、私立高校の経常的経費に対する助成は2分の1以内に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立高校との格差が生じている。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めるのに対し、私立高校では約6割にとどまっており、不足分を期限付の教員で補っているのが現状である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るには、経常的経費への助成を一層増額することが不可欠である。

よって、新潟県においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への新潟県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常的経費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

三条市議会議長 武石栄二

[提出先]

新潟県知事